

令和2年度 一般会計 特別会計 水道事業会計 下水道事業会計 予算・予算説明書

武蔵野市

総目次

予 算

令和2年度武蔵野市一般会計予算	1
令和2年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	11
令和2年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	15
令和2年度武蔵野市介護保険事業会計予算	17
令和2年度武蔵野市水道事業会計予算	21
令和2年度武蔵野市下水道事業会計予算	25

予算説明書

一般会計

1 総括	31
2 歳入	35
3 歳出	87

特別会計

特別会計総括	389
国民健康保険事業会計	395
後期高齢者医療会計	425
介護保険事業会計	441
水道事業会計	467
下水道事業会計	509

予算説明書 目次

一般会計

1 総括

(歳入)	32
(歳出)	33

2 歳入

(1) 市 税	36
(2) 地方譲与税	38
(3) 利子割交付金	40
(4) 配当割交付金	40
(5) 株式等譲渡所得割交付金	40
(6) 法人事業税交付金	40
(7) 地方消費税交付金	42
(8) 自動車取得税交付金	42
(9) 環境性能割交付金	42
(10) 地方特例交付金	42
(11) 地方交付税	44
(12) 交通安全対策特別交付金	44
(13) 分担金及び負担金	44
(14) 使用料及び手数料	46
(15) 国庫支出金	52
(16) 都支出金	58
(17) 財産収入	72
(18) 寄附金	74
(19) 繰入金	74
(20) 繰越金	76
(21) 諸収入	76
(22) 市債	84

3 歳出

(1) 議会費	88
(2) 総務費	90
(3) 民生費	166
(4) 衛生費	228
(5) 労働費	256
(6) 農業費	258
(7) 商工費	264
(8) 土木費	272

(9) 消 防 費	306
(10) 教 育 費	316
(11) 公 債 費	368
(12) 諸 支 出 金	368
(13) 予 備 費	370
給与費明細書	372
債務負担行為に関する調書	382
地方債に関する調書	386

特別会計

特別会計総括	389
国民健康保険事業会計	395
後期高齢者医療会計	425
介護保険事業会計	441

水道事業会計

予算実施計画	468
予算実施計画明細書	470
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	490
給与費明細書	491
予定貸借対照表（当年度分）	498
予定損益計算書（当年度分）	500
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	501
予定貸借対照表（前年度分）	502
予定損益計算書（前年度分）	504
注記	505

下水道事業会計

予算実施計画	510
予算実施計画明細書	514
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度）	532
給与費明細書	533
債務負担行為に関する調書	540
予定貸借対照表（当年度）	542
予定損益計算書（当年度）	544
予定開始貸借対照表	546
注記	548

令和2年度武蔵野市一般会計予算

令和2年度武蔵野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,663,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和2年2月21日 提出

東京都武蔵野市長 松下 玲子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		41,089,101 ^{千円}
	1 市 民 税	20,402,000
	2 固 定 資 産 税	16,471,300
	3 軽 自 動 車 税	54,801
	4 市 た ば こ 税	821,000
	5 事 業 所 税	622,000
	6 都 市 計 画 税	2,718,000
2 地 方 譲 与 税		188,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	47,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	130,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	11,000
3 利 子 割 交 付 金		59,000
	1 利 子 割 交 付 金	59,000
4 配 当 割 交 付 金		290,000
	1 配 当 割 交 付 金	290,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		114,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	114,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,386,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,386,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		2
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2
9 環 境 性 能 割 交 付 金		42,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	42,000
10 地 方 特 例 交 付 金		49,600
	1 地 方 特 例 交 付 金	49,600
11 地 方 交 付 税		100
	1 地 方 交 付 税	100
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,500
13 分 担 金 及 び 負 担 金		292,925
	1 負 担 金	292,925

款	項	金額
14 使用料及び手数料		1,546,868
	1 使用料	851,126
	2 手数料	695,742
15 国庫支出金		9,418,890
	1 国庫負担金	8,194,742
	2 国庫補助金	1,194,622
	3 委託金	29,526
16 都支出金		8,199,967
	1 都負担金	3,118,830
	2 都補助金	4,596,206
	3 委託金	484,931
17 財産収入		77,774
	1 財産運用収入	77,444
	2 財産売却収入	330
18 寄附金		36,100
	1 寄附金	36,100
19 繰入金		1,104,362
	1 特別会計繰入金	257,795
	2 基金繰入金	846,567
20 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
21 諸収入		823,811
	1 延滞金、加算金及び過料	47,001
	2 市預金利子	151
	3 貸付金元利収入	12,000
	4 受託事業収入	405,857
	5 収益事業収入	10,000
	6 雑収入	348,802
22 市債		132,000
	1 市債	132,000
歳入合計		67,663,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		477,035 ^{千円}
	1 議 会 費	477,035
2 総 務 費		9,846,072
	1 総 務 管 理 費	6,439,210
	2 徴 税 費	678,401
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	713,981
	4 選 挙 費	109,101
	5 統 計 調 査 費	120,783
	6 市 民 活 動 費	1,705,401
	7 監 査 委 員 費	79,195
3 民 生 費		31,698,209
	1 社 会 福 祉 費	13,862,396
	2 児 童 福 祉 費	13,733,172
	3 生 活 保 護 費	4,102,641
4 衛 生 費		6,026,545
	1 保 健 衛 生 費	2,906,204
	2 清 掃 費	3,120,341
5 労 働 費		47,013
	1 労 働 諸 費	47,013
6 農 業 費		83,438
	1 農 業 費	83,438
7 商 工 費		658,281
	1 商 工 費	658,281
8 土 木 費		6,381,619
	1 土 木 管 理 費	726,509
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,971,957
	3 都 市 計 画 費	2,404,277
	4 住 宅 費	486,442
	5 緑 化 公 園 費	792,434
9 消 防 費		2,362,557
	1 消 防 費	2,362,557

款	項	金額
10 教 育 費		8,221,966
	1 教 育 総 務 費	1,477,594
	2 小 学 校 費	1,576,872
	3 中 学 校 費	913,681
	4 特 別 支 援 教 育 費	157,911
	5 社 会 教 育 費	2,037,688
	6 保 健 体 育 費	985,074
	7 学 校 給 食 費	1,073,146
11 公 債 費		1,709,170
	1 公 債 費	1,709,170
12 諸 支 出 金		51,095
	1 土 地 開 発 公 社 費	51,095
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	67,663,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
関前コミュニティセンター改修工事	令和3年度	52,713
武蔵野クリーンセンター運営事業	令和3年度から 令和18年度まで	8,997,553
千川小学校空調設備更新工事	令和3年度	146,319
中央図書館空調設備更新工事	令和3年度	155,443
新学校給食桜堤調理場（仮称）厨房備品	令和2年度から 令和3年度まで	87,745
武蔵野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和2年度から 令和11年度まで	武蔵野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額
武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の管理運営に要する額
武蔵野市立武蔵野公会堂の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立武蔵野公会堂の管理運営に要する額
武蔵野市立武蔵野市民文化会館の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立武蔵野市民文化会館の管理運営に要する額
武蔵野市立武蔵野芸能劇場の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立武蔵野芸能劇場の管理運営に要する額
武蔵野市立武蔵野スイングホールの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立武蔵野スイングホールの管理運営に要する額
武蔵野市立吉祥寺美術館の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立吉祥寺美術館の管理運営に要する額
武蔵野市立松露庵の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立松露庵の管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
武蔵野市立吉祥寺シアターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立吉祥寺シアターの管理運営に 要する額
武蔵野市立かたらいの道市民スペース の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立かたらいの道市民スペースの 管理運営に要する額
境南コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	境南コミュニティセンターの管理運営に 要する額
西久保コミュニティセンターの管理運 営	令和2年度から 令和6年度まで	西久保コミュニティセンターの管理運営 に要する額
吉祥寺東コミュニティセンターの管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	吉祥寺東コミュニティセンターの管理運 営に要する額
中央コミュニティセンター中町集会所 の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	中央コミュニティセンター中町集会所の 管理運営に要する額
中央コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	中央コミュニティセンターの管理運営に 要する額
吉祥寺北コミュニティセンターの管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	吉祥寺北コミュニティセンターの管理運 営に要する額
本町コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	本町コミュニティセンターの管理運営に 要する額
八幡町コミュニティセンターの管理運 営	令和2年度から 令和6年度まで	八幡町コミュニティセンターの管理運営 に要する額
関前コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	関前コミュニティセンターの管理運営に 要する額
関前コミュニティセンター分館の管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	関前コミュニティセンター分館の管理運 営に要する額
御殿山コミュニティセンターの管理運 営	令和2年度から 令和6年度まで	御殿山コミュニティセンターの管理運営 に要する額

事 項	期 間	限 度 額
桜堤コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	桜堤コミュニティセンターの管理運営に 要する額
吉祥寺南町コミュニティセンターの管 理運営	令和2年度から 令和6年度まで	吉祥寺南町コミュニティセンターの管理 運営に要する額
緑町コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	緑町コミュニティセンターの管理運営に 要する額
西部コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	西部コミュニティセンターの管理運営に 要する額
吉祥寺西コミュニティセンターの管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	吉祥寺西コミュニティセンターの管理運 営に要する額
吉祥寺西コミュニティセンター分館の 管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	吉祥寺西コミュニティセンター分館の管 理運営に要する額
けやきコミュニティセンターの管理運 営	令和2年度から 令和6年度まで	けやきコミュニティセンターの管理運営 に要する額
本宿コミュニティセンターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	本宿コミュニティセンターの管理運営に 要する額
武蔵野市桜堤ケアハウスの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市軽費老人ホームの管理運営に要 する額
武蔵野市立北町高齢者センターコミュ ニティケアサロン事業の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立老人デイサービスセンターの 管理運営に要する額
武蔵野市立高齢者総合センターデイ サービスセンター事業の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立老人デイサービスセンターの 管理運営に要する額
武蔵野市立高齢者総合センターの管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立高齢者総合センターの管理運 営に要する額
武蔵野市立北町高齢者センターの管理 運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立北町高齢者センターの管理運 営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
武蔵野市立みどりのこども館の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立みどりのこども館の管理運営 に要する額
武蔵野市障害者福祉センターの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市障害者福祉センターの管理運営 に要する額
武蔵野市立0123吉祥寺の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立0123吉祥寺の管理運営に 要する額
武蔵野市立0123はらっぱの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立0123はらっぱの管理運営 に要する額
武蔵野市立自然の村の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立自然の村の管理運営に要する 額
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野 プレイスの管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野 プレイスの管理運営に要する額
武蔵野市立体育施設の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立体育施設の管理運営に要する 額
武蔵野市立吉祥寺図書館の管理運営	令和2年度から 令和6年度まで	武蔵野市立吉祥寺図書館の管理運営に要 する額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災施設整備事業	千円 132,000	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセン ト以内	借入れの時から据置期間を含 め、25年以内の償還とする。 ただし、財政その他の都合に より、据置期間及び償還年限 を短縮し、若しくは繰上償還 し、又は低利に借り換えるこ とができる。その他償還につ いては、借入先の融資条件に 従う。
合 計	132,000			

令和2年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算

令和2年度武蔵野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,917,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和2年2月21日 提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,026,579 千円
	1 国民健康保険税	3,026,579
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,085,751
	1 都補助金	8,085,751
4 繰入金		1,745,670
	1 一般会計繰入金	1,745,670
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		49,872
	1 延滞金、加算金及び過料	41,300
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	8,571
歳入	合計	12,917,873

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		63,000 千円
	1 総 務 管 理 費	31,191
	2 徴 税 費	31,809
2 保 険 給 付 費		7,939,914
	1 療 養 諸 費	6,998,494
	2 高 額 療 養 費	866,700
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	54,600
	5 葬 祭 諸 費	7,000
	6 結 核 精 神 医 療 給 付 金	12,920
3 国民健康保険事業費納付金		4,708,631
	1 医 療 給 付 費 分	3,170,552
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,093,378
	3 介 護 納 付 金 分	444,701
4 保 健 事 業 費		154,328
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	135,910
	2 保 健 事 業 費	18,418
5 諸 支 出 金		42,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	42,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	12,917,873

令和2年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算

令和2年度武蔵野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,854,242千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日 提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,328,064 千円
	1 後期高齢者医療保険料	2,328,064
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,421,841
	1 一般会計繰入金	1,421,841
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		103,335
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	95,467
	4 雑 入	5,267
歳 入	合 計	3,854,242

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		21,809 千円
	1 総 務 管 理 費	21,809
2 分担金及び負担金		3,657,029
	1 広域連合負担金	3,657,029
3 保 健 事 業 費		150,303
	1 保 健 事 業 費	110,553
	2 葬 祭 諸 費	39,750
4 諸 支 出 金		20,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 一般会計繰出金	15,000
5 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,854,242

令和2年度武蔵野市介護保険事業会計予算

令和2年度武蔵野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,988,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日 提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,596,355 千円
	1 介 護 保 險 料	2,596,355
2 使 用 料 及 び 手 数 料		172
	1 使 用 料	162
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,540,928
	1 国 庫 負 担 金	1,979,209
	2 国 庫 補 助 金	561,719
4 支 払 基 金 交 付 金		3,066,314
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,066,314
5 都 支 出 金		1,746,766
	1 都 負 担 金	1,688,505
	2 都 補 助 金	58,261
6 財 産 収 入		69
	1 財 産 運 用 収 入	69
7 繰 入 金		2,036,818
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,967,914
	2 基 金 繰 入 金	68,904
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		100
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	60
	2 雑 入	40
歳 入	合 計	11,988,522

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		376,608 千円
	1 総 務 管 理 費	376,608
2 保 険 給 付 費		11,285,277
	1 保 険 給 付 費	11,285,277
3 地 域 支 援 事 業 費		316,338
	1 地 域 支 援 事 業 費	316,338
4 基 金 積 立 金		69
	1 基 金 積 立 金	69
5 諸 支 出 金		7,230
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,230
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		11,988,522

令和2年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 90,286栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,882,487立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 46,253立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,729,549	千円
第1項	営業収益	3,645,979	千円
第2項	営業外収益	83,568	千円
第3項	特別利益	2	千円

支 出

第1款	水道事業費	3,675,512	千円
第1項	営業費用	3,567,176	千円
第2項	営業外費用	107,334	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,559,672千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,085千円、当年度分損益勘定留保資金420,324千円、減債積立金321,133千円及び建設改良積立金763,130千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	325,585	千円
第1項	企業債	198,773	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円

第3項	負担金	126,811千円
	支 出	
第1款	資本的支出	1,885,257千円
第1項	建設改良費	1,563,124千円
第2項	企業債償還金	321,133千円
第3項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	198,773千円	証書借入又は証券発行	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 228,850千円 |
| (2) 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、66,267千円と定める。

令和2年2月21日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子

令和2年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,826,414立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 46,100立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア スtockマネジメント推進事業 | 285,819千円 |
| イ 石神井川排水区雨水幹線整備事業 | 260,680千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,098,069千円
第1項 営業収益	2,363,770千円
第2項 営業外収益	734,297千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,048,040千円
第1項 営業費用	2,785,329千円
第2項 営業外費用	200,297千円
第3項 特別損失	60,414千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額393,835千円は、引継金3,000千円及び当年度分損益勘定留保資金390,835千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	817,105千円
第1項 企業債	244,700千円
第2項 出資金	24,053千円

第3項	補助金	80,411千円
第4項	負担金等	467,940千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,210,940千円
第1項	建設改良費	870,761千円
第2項	企業債償還金	321,179千円
第3項	基金積立金	18,000千円
第4項	予備費	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ281,347千円及び410,327千円と定める。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	244,700千円	証書借入れ又は証券発行	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(166,624千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子